

大橋川出張所便り

平成22年9月6日 第10号

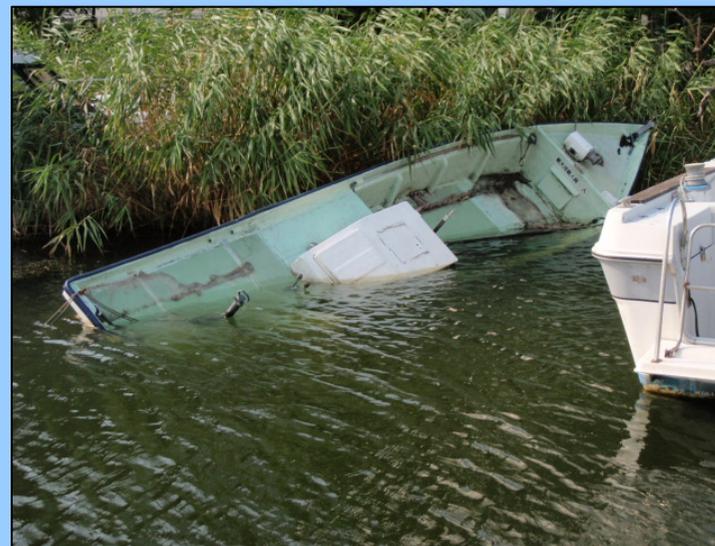
●沈没船の撤去を行いました

剣先川(松江市学園南1丁目地先)で放置船が沈没し、油が流失しているのを8月20日に発見しました。そのままの状態では河川環境支障があるため、8月30日に撤去しました。

【発見箇所】



【発見当時の様子】



～担当者からひとこと～

放置船は、良好な水辺環境を著しく損なわせ、沈没や破損により油流失するなど河川管理上の問題を引き起こします。

このようなことがないよう、船舶をお持ちの方は、適正に管理して頂きますようお願いいたします。

【沈没船発見から撤去までの経過】

発見当時



マット設置後



沈没した船からは油が流出していたため、油を吸着するマットで沈船の周りを取り囲み、油が広がらないよう応急処置をしました。

油を吸着するマット



所有者がわかっている船であれば、所有者に撤去を依頼しますが、この沈船の所有者は不明であるため、直接撤去を依頼することができません。しかし、沈船からは油が流出し続けており、このまま沈船を放置することは、河川環境上大きな支障となります。そのため、現地に看板を設置し、8月30日までに所有者により撤去されなければ、国が撤去作業を行う旨を告知しました。



期日になっても存置されていたため、撤去作業を行い、当所で保管しています。

現在、所有者に引き取りを依頼する旨の公示文を、出雲河川事務所、大橋川出張所及び現地看板に掲示し、引き取りを呼びかけています。